

6 プラスチック・ゴム製品、皮革製品、窯業・土石製品

列コード	行コード	部門名称
2211-01		プラスチック製品
	2211-011	プラスチックフィルム・シート
	2211-012	プラスチック板・管・棒
	2211-013	プラスチック発泡製品
	2211-014	工業用プラスチック製品
	2211-015	強化プラスチック製品
	2211-016	プラスチック製容器
	2211-017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品
	2211-019	その他のプラスチック製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類22「プラスチック製品製造業(別掲を除く)」の生産活動を範囲とする。なお、他部門で発生するプラスチック屑の一部は、「2211-019 その他のプラスチック製品」を競合部門とする。

(品目例示) プラスチックフィルム・シート: プラスチックフィルム, プラスチックシート, プラスチック床材, 合成皮革, プラスチックフィルム・シート・床材加工品, 合成皮革加工品

プラスチック板・管・棒: プラスチック製平板・波板・積層品・化粧板・棒, プラスチック硬質管, プラスチックホース, プラスチック継手, 雨どい, その他のプラスチック異形押出製品, プラスチック板・管・棒・継手・異形押出製品の加工品

プラスチック発泡製品: ポリウレタンフォーム, ポリエチレンフォーム, 塩化ビニルフォーム, ポリスチレンフォーム, ポリスチレンペーパー, 板状発泡製品

工業用プラスチック製品: 輸送機械用プラスチック製品(バンパー, ダッシュボード, ホイールキャップ等), 電気機械器具用プラスチック製品(TVキャビネット, 掃除機ボデー, 冷蔵庫内装品等), その他の工業用プラスチック製品, 工業用プラスチック製品の加工品

強化プラスチック製品: 強化プラスチック製板・棒・管・継手, 強化プラスチック製容器・浴槽・浄化槽, 強化プラスチック製保安帽・がい子・橋脚・コンテナ等, 発泡・強化プラスチック製品の加工品

プラスチック製容器: プラスチック製灯油缶, 工業用薬品缶, 洗剤・シャンプー用容器, ビールコンテナ, 農林水産用コンテナ, ごみ箱

プラスチック製日用雑貨・食卓用品: プラスチック製のまな板, ボール, 食器, 盆等の台所・食卓用品, 雑貨, 浴室用品

その他のプラスチック製品: プラスチック成形材料, 廃プラスチック製品(くい, 棚, 漁礁等), 結束テープ, プラスチック製の絶縁テープ, 時計ガラス, 止水板, 人工芝, プラスチック製品の加工品(他に分類されないもの)

(対応するISIC)

2520 プラスチック製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2311-01	2311-011	タイヤ・チューブ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類231「タイヤ・チューブ製造業」及び細分類2394「更生タイヤ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 自動車用タイヤ・チューブ, 航空機用タイヤ・チューブ, 自転車用タイヤ・チューブ, 運搬車用タイヤ・チューブ, ソリッドタイヤ, 更生タイヤ

(対応するISIC)

2511 ゴムタイヤ及びチューブ製造業並びにゴムタイヤ再生業

列コード	行コード	部門名称
2319-01	2319-011	ゴム製履物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2321「ゴム製履物・同附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 地下足袋, ゴム底布靴, 総ゴム靴, ゴム草履・スリッパ(スポンジ製のものを含む), ゴム製の履物用品(ゴム底, ゴムかかと, 草履底, 甲など)

(対応するISIC)

1920 履物製造業

列コード	行コード	部門名称
2319-02	2319-021	プラスチック製履物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2322「プラスチック製履物・同附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) プラスチック製靴(合成皮革製靴, プラスチック成形靴など), プラスチック製サンダル・スリッパ・草履, プラスチック製運動靴, プラスチック製の履物付属品

(対応するISIC)

1920 履物製造業

列コード	行コード	部門名称
2319-09	2319-099	その他のゴム製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類233「ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業」, 細分類2391「ゴム引布・同製品製造業」, 2392「医療・衛生用ゴム製品製造業」, 2393「ゴ

ム練生地製造業」, 2395「再生ゴム製造業」及び2399「他に分類されないゴム製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) コンベアゴムベルト, 平ベルト, Vベルト (ファンベルトを含む), ゴムホース, 工業用ゴム製品 (防振ゴム, ゴム製パッキン等), ゴム引布, ゴム引布製品 (エアーマットレス等), 医療・衛生用ゴム製品 (乳首, 水まくら, 氷のう, 手術用手袋, 避妊用具等), ゴム練生地, 再生ゴム, その他のゴム製品 (フォームラバー, ゴム手袋 (医療用を除く), 消しゴム, ゴムバンド)

(対応するISIC)

2519 その他のゴム製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2411-01	2411-011	革製履物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類243「革製履物用材料・同附属品製造業」及び244「革製履物製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 紳士用革靴 (23cm以上), 婦人用・子供用革靴, 運動用革靴 (登山靴, スケート靴, ゴルフ靴等), 作業用革靴 (保安靴, 帯電靴等), 革製草履・スリッパ・サンダル, 革製の履物用材料・同附属品 (甲, 靴底, かかと)

(対応するISIC)

1920 履物製造業

列コード	行コード	部門名称
2412-01	2412-011	製革・毛皮

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類241「なめし革製造業」及び248「毛皮製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 成牛甲革, 中小牛甲革, 牛底革, 牛ぬめ革, その他の牛革, 馬革, 豚革, 山羊・めん羊革, その他のなめし革 (わに革, とかげ革, へび革等), 毛皮 (調整済で完成品でないもの)

(注意点) 毛皮製衣服, なめし革製衣服及び毛皮製身の回り品 (コート, えり巻, 毛皮装飾品等) は, 「1522-09, -099 その他の衣服・身の回り品」に含まれる。

(対応するISIC)

1820 毛皮仕上げ及び染色業並びに毛皮製衣服製造業

1911 皮なめし及び仕上げ業

列コード	行コード	部門名称
2412-02	2412-021	かばん・袋物・その他の革製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類242「工業用革製品製造業 (手袋を除く)」, 245「革製手袋

製造業」, 246「かばん製造業」, 247「袋物製造業」及び249「その他のなめし革製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示)

工業用革製品 (工業用革ベルト, 革製パッキン, ガスケット), 革製手袋 (合成皮革製を含む) (衣服用, 作業用, スポーツ用), かばん (材料のいかんを問わない) (なめし革製旅行かばん, なめし革製書類入れかばん・学生かばん・ランドセル, プラスチック製かばん, 合成皮革製ケース等), 袋物 (札入れ, 財布, ショッピングバッグ等), ハンドバッグ (材料のいかんを問わない), その他の革製品 (服装用革ベルト, 馬具, むち, 腕時計用革バンド等)

(注意点)

革製の運動用具 (グローブ等) は, 「3911-02, -021 運動用品」に, なめし革衣服は, 「1522-01, -011 その他の衣服・身の回り品」にそれぞれ含まれる。

(対応するISIC)

1912 手荷物かばん, ハンドバッグ及び馬具類製造業

列コード	行コード	部門名称
2511-01		板ガラス・安全ガラス
	2511-011	板ガラス
	2511-012	安全ガラス・複層ガラス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2511「板ガラス製造業」, 2512「板ガラス加工業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通板ガラス, 変り板ガラス, みがき板ガラス, 合わせガラス, 強化ガラス, 複層ガラス, すりガラス, 曲げガラス, 鏡

(対応するISIC)

2610 ガラス及びガラス製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2512-01	2512-011	ガラス繊維・同製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2517「ガラス繊維・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ガラス短繊維フェルト, ガラス短繊維ボード, ガラス短繊維筒, ガラス長繊維ロービング, ガラス長繊維チョップドストランド, ガラス長繊維糸, ガラス長繊維布, ガラス長繊維マット, 光ファイバ (素線)

(対応するISIC)

2610 ガラス及びガラス製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2519-09	2519-091 2519-099	その他のガラス製品 ガラス製加工素材 その他のガラス製品(除別掲)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2513「ガラス製加工素材製造業」、2514「ガラス容器製造業」、2515「理化学用・医療用ガラス器具製造業」、2516「卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業」及び2519「その他のガラス・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。なお、他部門で発生する屑・副産物(ガラスびん)は本部門を競合部門とする。

(品目例示) ガラス製加工素材：光学ガラス素地(眼鏡用を含む)、電球類用ガラスバルブ、電子管用ガラスバルブ、ガラス管・棒・球(電気用を除く)

その他のガラス製品(除別掲)：ガラス容器(飲料用容器、食料用・調味料用容器、化粧品瓶、インキ瓶等)、理化学用・医療用ガラス器具(フラスコ、ビーカー、試験管、アンプル、薬瓶等)、卓上用ガラス器具、ガラス製台所用品・食卓用品、その他のガラス製品(魔法瓶用ガラス製中瓶、照明・信号用ガラス製品、ガラスブロック、ガラススタイル等)

(対応するISIC)

2610 ガラス及びガラス製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2521-01	2521-011	セメント

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2521「セメント製造業」の生産活動を範囲とする。なお、セメントクリンカは半製品扱いとする。

(品目例示) ポルトランドセメント、フライアッシュセメント、高炉セメント、白色ポルトランドセメント

(対応するISIC)

2694 セメント、石灰及び石膏製造業

列コード	行コード	部門名称
2522-01	2522-011	生コンクリート

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2522「生コンクリート製造業」の生産活動を範囲とする。

(対応するISIC)

2695 コンクリート製品、セメント製品及び石膏製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2523-01	2523-011	セメント製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2523「コンクリート製品製造業」及び2529「その他のセメント製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) コンクリート系パネル、遠心力鉄筋コンクリート管・柱・くい、普通コンクリート管、空洞コンクリートブロック、土木用コンクリートブロック、道路用コンクリート製品、プレストレストコンクリート製品、テラゾー製品、石綿セメント板、波形石綿スレート、その他のセメント製品(セメント瓦、厚形スレート、木材セメント製品、気泡コンクリート製品等)

(対応するISIC)

2695 コンクリート製品、セメント製品及び石膏製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2531-01	2531-011 2531-012 2531-013	陶磁器 建設用陶磁器 工業用陶磁器 日用陶磁器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類254「陶磁器・同関連製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 建設用陶磁器：衛生陶器(浴槽、洗面手洗器、便器等)、タイル(モザイクタイル、内装タイル)

工業用陶磁器：電気用陶磁器(がい子、がい管、電気用特殊陶磁器、ファインセラミックス製IC基板・パッケージ(焼結し放しのもの)等)、理化学・工業用陶磁器、理化学・工業用ファインセラミックス(焼結し放しのもの)

日用陶磁器：陶磁器製和・洋飲食器、陶磁器製台所・調理用品、陶磁器製置物、陶磁器絵付品、陶磁器用はい土

(対応するISIC)

2691 非建設用非耐火性窯業製品製造業  
2693 建設用非耐火性粘土・セラミック製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2599-01	2599-011	耐火物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類255「耐火物製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 耐火れんが、不定形耐火物(耐火モルタル、キャストブル耐火物等)、人造耐火材(マグネシアクリンカー、合成ムライト等)、その他の耐火物(粘土質るつぽを含む)

(対応するISIC)

2692 耐火性窯業製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2599-02	2599-021	その他の建設用土石製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類253「建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く)」及び細分類2596「石こう(膏)製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 石膏ボード、化粧石膏ボード、ラスボード、シーリング石膏ボード、強化石膏ボード、石膏プラスタ、焼石こう、粘土瓦(いぶしかわら、うわ薬かわら、塩焼かわら)、普通れんが、陶管

(対応するISIC)

2694 セメント、石灰及び石膏製造業  
2695 コンクリート製品、セメント製品及び石膏製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2599-03	2599-031	炭素・黒鉛製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類256「炭素・黒鉛製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 電極(人造黒鉛電極、電解板、炭素電極、連続自焼式電極ペースト)、炭素棒(ガウジング用、電池用等)、ブラシ(人造黒鉛質、金属黒鉛質等)、炭素繊維、黒鉛るつぼ、特殊炭素製品

(対応するISIC)

2699 他に分類されないその他の非金属鉱物製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2599-04	2599-041	研磨材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類257「研磨材・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 天然研磨材、人造研磨材、研削砥石、研磨布紙

(対応するISIC)

2699 他に分類されないその他の非金属鉱物製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2599-09	2599-099	その他の窯業・土石製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2582「人工骨材製造業」、2583「石工品製造業」、2584「けい

そう土・同製品製造業」、2585「鉱物・土石粉砕等処理業」、2591「ほうろろ鉄器製造業」、2592「七宝製品製造業」、2593「人造宝石製造業」、2594「ロックウール・同製品製造業」、2595「石綿製品製造業」、2597「石灰製造業」、2598「鋳型製造業(中子を含む)」及び2599「他に分類されない窯業・土石製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示)

ジョイント・シート、プレーキライニング、ほうろろ鉄器(台所・食卓用ほうろろ鉄器、ほうろろ製衛生用品等・食卓用ほうろろ鉄器、ほうろろ製衛生用品等)、石灰(生石灰、消石灰、軽質炭酸カルシウム等)、その他の土石製品(人工骨材、石工品、けいそう土・同製品、鉱物・土石粉砕・その他の処理品)、七宝製品、人造宝石、ロックウール・同製品、鋳型、その他の窯業・土石製品(うわ薬、雲母板等)

(注意点)

平成7年表において、平成2年の行部門「2599-091 石綿製品」を「2599-099 その他の窯業・土石製品(除別掲)」に統合し、部門名から(除別掲)を削除。

(対応するISIC)

2696 石材切り出し、型削・磨き業  
2699 他に分類されないその他の非金属鉱物製品製造業